

令和2年(2020年)2月吉日発行

発行責任者： 代表 佐伯 剛

私たちの墓地(横浜霊園、三浦海岸公園墓地)の再生への道が、日本墓園の法人認可取消しから苦節20年を経て「私たちの墓地を守る会」の活動などにより具体的に見えてきました。建墓者の皆様には、本年2月下旬頃に日本墓園(清算人)より対象墓地別に説明会開催の案内が届きます。

墓地の健全な再生を目指すため、会員の皆さまにはここに至った経過と、これからの大切な事項などをこの「守る会ニュース22号」により、お知らせいたします。

よくお読みいただいた上で多くの皆様が説明会にご出席、疑問や意見などを日本墓園(清算人)にしっかりと伝え、ご判断いただければと思います。

建墓者説明会日程(令和2年2月1日現在)

対象墓地	開催月日	曜日	時間	会場
横浜霊園 第1、第2	①② 4月11日	土	・午前10時～ 正午 ・午後1時半～ 3時半	神奈川公会堂
	③④ 18日	土		戸塚公会堂
	⑤⑥ 19日	日		関内ホール
	⑦⑧ 5月4日	月(祝)		
	⑨⑩ 5日	火(祝)		
三浦海岸 公園墓地	①② 31日	日	未定	横須賀文化会館
	③④ 6月6・7日	土・日		未定

※ 詳しくは日本墓園(清算人)から郵送される説明会のご案内をご覧ください。
き、希望日、会場等をご返信の上、ご出席ください。

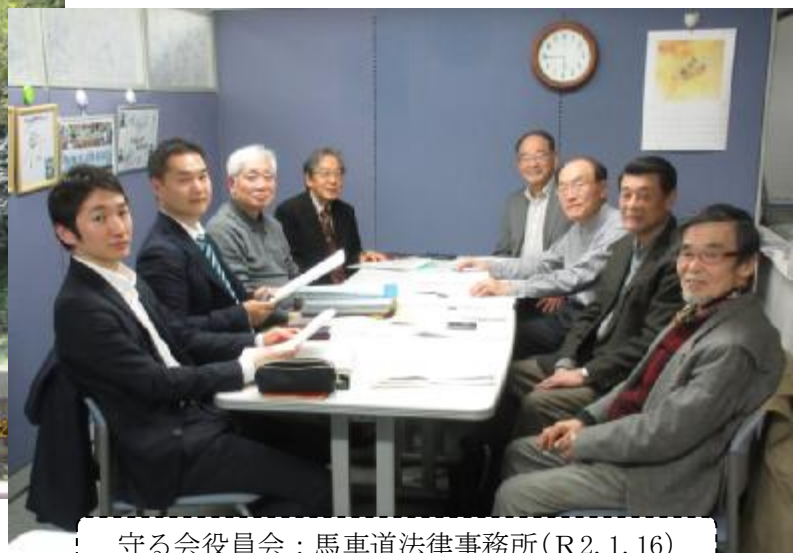
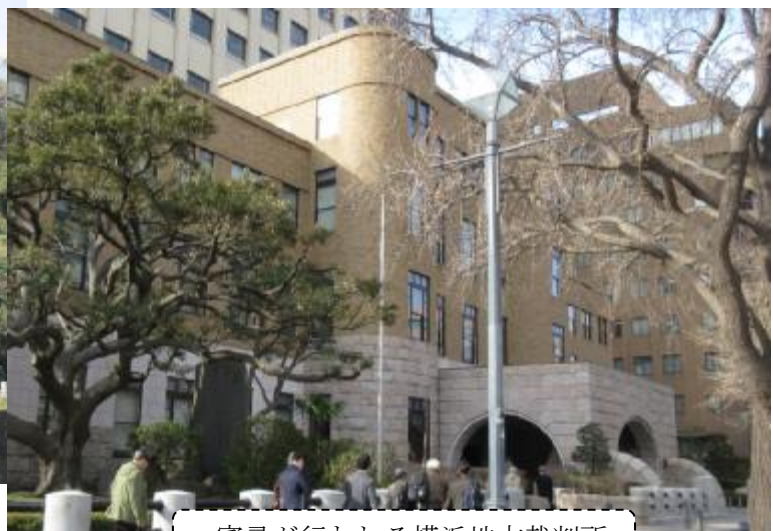
なお、墓地(横浜霊園もしくは三浦海岸公園墓地)により会場、説明内容が異なるとのことですのでご注意ください。

[私たちの墓地を守る会設立の目的(会則第2条): 参考]

本会は旧財団法人日本墓園の財団資格取消し処分を受けて、建墓者の墓所の使用権を守るため、会員相互が協力し、親睦を保ちつつ情報交換を図りながら主体性を発揮し、健全な墓地の再生に寄与することを目的とする。

* 「私たちの墓地を守る会」は、上記を目的に日本墓園の法人認可取消し直後に設立、以来20年に渡り横浜地方裁判所、横浜市・三浦市より建墓者唯一の利害関係人団体として認められ、清算人等と協議を重ねながら墓地の再生を目指し活動を続けています。

日本墓園再生協議会等の状況と 台風 15 号の被害状況写真



1. ご挨拶： 佐伯 剛代表(顧問弁護士)

立春が過ぎましたが皆様におかれましてはご健勝のことと拝察いたします。

昨年12月19日に開催された再生協議会において、清算人から新法人の定款(案)と新法人による経営計画(案)の説明があり、ようやく横浜霊園、三浦海岸公園墓地の再生が具体化してきました。

清算人は、新法人の公益法人化および墓地経営の永続性かつ健全性を確実にするためとして、建墓者の利害に関わる重要な内容の提案をしてきました。

その一つは、永代管理料を支払っている永代使用者に年次管理料を負担してもらうということ。

その二つは、地代が管理料収入を上回っている三浦海岸公園墓地を切離すかどうかということ。

清算人は、建墓者のうち永代管理料納入者が約6.5割、年次管理料納入者が約3.5割の実態から、建墓者間が「不公平」となっていることおよび財務関係上、公益法人の認可について困難が予想されることなどから、新法人設立に伴い、永代管理料納入者にも年次管理料を負担してもらうことを検討しております。

墓地の永代使用権契約は、賃貸借契約類似の契約ですので、永代管理料納入者の承諾がなければ、管理料契約の一方的変更はできません。さらに、清算人はこれまで、新法人に移行するについて、建墓者の不利益とならないようにすると再三約束しております。

守る会は、建墓者の不利益を最小にとどめつつ最大の利益を確保することを目的として活動しています。

具体的には、

①認可取消からすでに20年以上が経ち、建墓者は甚大な不利益を被っており、速やかな新法人への移行は急務です。

②新法人の認可に当たって、神奈川県および横浜市が永代管理料納入者に新たな管理料の負担を必須条件としているのかを厳密に検証すべきです。

③年次管理料納入者と永代管理料納入者とが「不公平」となっているとの考えは、早計であり、建墓者間に無用な対立や軋轢を生じさせることになり、正常化の妨げになりかねません。

④清算人は、不利益を被ることになる永代管理料納入者の実情を把握し、真摯に意向を確認すべきです。

⑤守る会としては、建墓者の不利益を最小限にし、早期に正常化することを最大の利益であることを基本原則として、永代管理料契約の変更に関しては、正確な情報を提供し、建墓者の意向を十分汲み上げて対応してゆきます。

三浦海岸公園墓地は、単独の収支計算上は、確かに地代が高すぎることから赤字になっておりますが、横浜霊園墓地と一体で収支計算すると黒字となっています。守る会としては、三浦海岸公園墓地を切り離すことについては、断固反対していきます。

2. 建墓者説明会に臨み

(1) 永代使用权や永代管理料、年次管理料等について： 小花顧問弁護士

清算人は、既に永代管理料を支払っている建墓者の皆様に対し、新法人に移行後、年次管理料を負担してもらいたい、と説明しています。

その理由として、

①現在、永代管理料納入者が約6.5割となっており、財務上の問題が生じうること。

②神奈川県から建墓者間で公平な負担をすべきと指摘されていることなどが挙げられています。

そして、その手続きについて、清算人の説明では、新法人へ経営が移行した後、新法人から、建墓者に対し、新たな契約の締結を申し入れるということです。

もっとも、新法人は、現在の権利関係を引き継ぎますので、清算人や新法人が建墓者の意向を無視して一方的に契約を変更することはできません。永代管理料から年次管理料に変更するためにはあくまでも建墓者の個々人の承諾が必要になります。

そこで、特に永代管理料を既に支払っている皆様におかれましては、①、②に関する清算人の説明を十分に確認し、質問等を行い、ご検討の上、年次管理料の変更に承諾するかどうか、ご判断ください。

また、年次管理料を支払っている皆様に対しても、新法人から現在の契約と同等の条件で新たな契約の締結を申し入れる予定ということです。

ですが、新たな契約の内容は現時点では明らかではないので、今後、注視していく必要があります。

(2) 新法人の設立と認定、墓地経営許可の取得等について： 黒澤顧問弁護士

[今後想定される流れについて]

現在進行している再生の枠組みは、清算人において、新たな公益財団法人をつくり、墓地の経営許可を得ることで新法人が日本墓園から経営を引継ぎ、再生を進めるというものです。今後想定される流れは下記の通りです。

・全体の流れ

全体の流れは下記のとおりです。現在、清算人からは、令和3年度にはこれらの手続きを終えたいとの意向が示されています。

① 受け皿となる一般財団法人を設立

② 一般財団法人において神奈川県に対し公益認定申請を行い、公益認定を受ける
(今回、墓地の経営を行うためには公益財団法人であることが必要)

③ 公益財団法人において、墓地経営許可を受ける(横浜市、三浦市)

④ 横浜・三浦両墓地の経営が、公益財団法人に引き継がれる

なお、実際には、上記①～④について、清算人が中心となって、墓地の経営許可を得るための事前の協議を横浜市等と進めるとともに、並行して、新たな財団法人設立の準備を進めており、これら上記②と③の手続きがほぼ整うように準備が進められています。

・新法人の設立(上記①及び②)

受け皿となる新法人の設立について、現状を確認します。

現在のところ、清算人が中心となり、一般財団法人の定款作成、役員候補者の選定等を行うとともに、神奈川県と協議しながら、公益認定申請の準備も進めているということです。公益認定申請においては、公益認定等委員会において、墓地経営についての事業計画や収支予算等が厳しく審議されることになります。

守る会としては、「受け皿法人基本理念」、「受け皿法人選定基準」、等を清算人に示し、建墓者代表の評議員の選定など、適切な理事・評議員を選定すること、墓地経営に当たり、建墓者に不要な負担を生じさせないこと、などを求めていますので、建墓者説明会においてもこれらの内容をきちんと確認していく必要があります。

・墓地経営許可（上記③）

新法人は、「墓地、埋葬等に関する法律」上の墓地経営の許可を横浜市の厳しい審査を経て取得する必要があります（他方、三浦については簡易な手続きで済むということです）。

横浜市の審査において最も問題となるのは、財務状況の事前審査です。専門の審査会において、新法人が墓地を永続的、安定的に経営できるかどうかを、事業計画、収支予算等から細かく審査されます。

現在、清算人においては、財務状況の事前審査のため、横浜市とも協議しつつ、事業計画案、収支予算案等を作成し、2020年4月から、建墓者向けに建墓者説明会を実施する方針を立てています。清算人は、この事業計画において、財務上の問題から年次管理料を全ての建墓者から徴収することを考えておりますが、建墓者説明会においては、これらの内容をきちんと確認し、年次管理料を徴収する必要があるのかどうかについて、慎重に吟味していく必要があります。

なお、今後、清算人が事業計画案、収支予算案等を確定させ、横浜市の財務状況の事前審査をクリアしますと、墓地の周囲に標識を設置し、近隣への計画説明等を経て、特に問題がなければ墓地経営の許可へと至ります。

3. 守る会の主たる活動

第20回の定期総会が昨年、令和元年(2019年)5月11日に開催されて以降、本年、令和2年(2020年)2月1日までに日本墓園再生協議会(以下「協議会」という。)は横浜市役所で4回、横浜地方裁判所での審尋は3回、守る会の役員会は馬車道法律事務所で7回に渡り開催されました。要請書については、定期総会の決議を添付して清算人に1回提出しました。

上記の協議会とは、横浜市と三浦市の墓地経営許可担当部署と日本墓園の清算人、私たちの墓地を守る会により構成され、横浜市が議事進行を務めています。

審尋は日本墓園の清算人を選任、清算事務を監督する横浜地方裁判所第3民事部の3名の裁判官と清算人により構成され、横浜市と三浦市は墓地経営許可者として、守る会と横浜信用金庫は利害等関係人として参画しています。裁判官の主導で清算人が清算事務の進捗状況などを報告し、墓地経営許可者が意見を述べ、利害関係人が要請などを行っています。

役員会は、原則として毎月開催され、協議会や審尋での清算人の報告などを建墓者の権利を守り墓地の健全な再生の早期実現をめざす観点から検討をし、協議会や審尋での発言に反映させ、裁判所や清算人への上申書、要請書の提出も行っています。

協議会ならびに審尋、役員会などにおける守る会の主たる活動は次ページのとおりです。

[主たる活動]

[令和元年(2019 年)]

① 5 月 11 日(土)

・定期総会開催(第 20 回)

定期総会が戸塚公会堂で守る会の会員約 100 名の出席で開催される。佐伯代表の挨拶と黒澤・小花両顧問弁護士による総括活動報告が行われ、次に各議題に入り、説明と活発な質疑応答が交わされた後、すべてが承認される。

[議題]

- ・平成 30 年活動報告
- ・平成 30 年会計・監査報告
- ・平成 31 年活動計画
- ・平成 31 年会計予算
- ・平成 31 年役員選出

続いて総会「決議」、①墓地認可、新法人設立・移譲に向けた清算人の取組み体制強化 ②建墓者の現権利の遵守と公平性の確保 ③横浜地方裁判所、横浜市、三浦市のより一層の理解と支援要請などが満場一致で採択される。

② 7 月 1 日(月)

・日本墓園再生協議会(第 88 回)

横浜市からの、清算人は各霊園の清算事務の進捗状況について、守る会は定期総会について報告をとの求めにより始まる。

清算人からは、第 51 期(平成 30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日)の決算報告書が提出され、概要の説明がある。

引き続き横浜霊園(以下「横浜」という。)、三浦海岸公園墓地(以下「三浦」という。)、清水公園墓地(以下「清水」という。)の進捗状況などについて報告がある。

これに対して横浜市と守る会は質問あるいは要請などを行う。

また守る会からは定期総会(5 月 11 日)の状況と、会員から永代管理料納入者の年次管理料への移行や新法人設立・移譲の時期などについて質問のあったことを伝える。

[清算人]

第 51 期の決算は、横浜、三浦、清水の墓地理料などの収入約 3 億円に対して支出は横浜信用金庫と渚石材の分割返済額も含め約 2 億 3 千万円となり、全体では約 700 万円の黒字となる。

ただし墓園別収支は、横浜が約 800 万円の黒字だが、三浦は約 570 万円、清水は約 70 万円の赤字となる。

次期繰越額は約 2 億円で、期末の正味財産の合計金額は約 25 億 3 千万円である。

ア. 横浜

墓地経営許可の申請に必要な横浜の全体平面図(以下「平面図」という。)が、やっとできあがった。これを基に財務状況報告書作成の準備を横浜市と進めている。

平面図は、横浜の第一霊園と第二霊園の墓地の現況と緑地や新設墓地、違反区画が色分けで表示され、再生後の状態を表したものである。墓地から緑地や更地に戻す区域が反映されていて、ここにある墓地は空き墓地や新設墓地に最終段階では移ることになる。

イ. 三浦

三浦は全域が土地賃貸借契約(昭和 59 年 9 月)により賃料(215 万円/月)を支払っていた。あまりにも高く、下げるよう要請、断られ訴訟に持ち込んだ。しかし東京高等裁判所の二審で敗訴になり、その後調停が成立(平成 20 年 12 月)、平成 30 年 5 月までの 10 年間に限り現行地代(100 万円/月)となった。

墓園別収支のとおり現行賃料でも三浦は赤字のため、地主に現行地代の継続を改めて要請したが、拒絶された。その後は地主から音沙汰がなく折衝できない状態が続いている。

ウ. 清水

前住職提訴の地位確認請求訴訟は、昨年に和解(平成 30 年 11 月)となり、6 月 23 日に檀家総会が本山と新住職も出席し開催され、話し合いがもたれ正常化したと考えている。

静岡市には4月に墓地内道路などの状況報告をし、寄付に必要な書類などの準備をしている。

これにより令和2年度には清算が終わるので、本格的に横浜と、三浦に取り組める。

〔守る会〕

清算人による建墓者説明会(以下「説明会」という。)の開催時期、新法人設立の神奈川県との協議状況、三浦の地主折衝の見込などを質問する。

・説明会は、令和2年3月以降に1000人規模で5～6回開催するつもりである。

神奈川県との法人設立協議は清水がまとまれば本格化させる。

三浦の地主とは交渉余地がなく長期化すると思われる。このため三浦の支出をできる限り抑え、引き続き横浜と一体経営で進める。

〔横浜市〕

墓地の許可申請に必要な書類はすべて清算人に示してある。

今回の協議会には、横浜と三浦を一体経営した場合と、分離した場合の二つの再生計画案を示してもらいたい。

○ 上記同7月1日

・横浜地方裁判所審尋

清算人は第51期の決算報告書を提出するとともに、横浜の平面図など主要事項を裁判長に説明・報告する。

裁判長は清算人に説明会の開催方法、その後の工程、違法箇所の是正方法、時期、三浦の現況、新法人の設立時期などについて積極的かつ具体的に質す。

守る会も説明会開催時期、永代管理料納入者の年次管理料への移行などについて意見を述べる。

〔清算人〕

清水がまとまれば、本格的に横浜、三浦に取り組める。

説明会は新法人化の前、5～6回開催したい。守る会にも意見を聞きながらやっていき、横浜市の理解を得ながら万全を期して行いたい。

〔守る会〕

守る会の定期総会(5月11日)において建墓者はより一層早期の再生を希望していること、新法人を設立して移譲することについては、大方の賛同が得られそうな感触であったことを伝える。

また、年次管理料への移行を清算人が永代管理料納入者に強制することのないことを確認する。

○ 上記同7月1日

・守る会役員会(令和元年 第5回)

定期総会(5月11日)で発言のあった会員の意見、質問などを確認する。また協議会、審尋の状況を検討する。

③ 9月24日(火)

・守る会役員会(令和元年 第6回)

今回の協議会(10月8日)に臨むにあたり、清算人に確認すべき事項、墓地経営許可の申請ならびに新法人の設立手続、三浦の借地料問題の進捗状況などについて話し合う。

また横浜と三浦の一体経営、管理料の公平な負担、納骨壇の設置などについて協議する。

加えて台風15号の来襲(9月9日)により、横浜に大きな被害が生じているとの情報より、次回協議会(10月8日)前に守る会として調査(9月25日)を行うこととする。

④ 9月25日(水)

・令和元年台風15号被害状況調査

守る会の役員4名で日本墓園担当者の案内により横浜の被害状況調査を行う。

第一霊園の被害は、事務所から見て南並びに西のハイキングコース沿いの緑地全面(倒木とこれに伴う斜面、崖の崩壊)に集中し、大きなものは9箇所程度であり、第二霊園は北の一番最奥の違反区画内の1箇所である。

被災の原因と内容は、雨により地盤が軟弱なっていたところに南あるいは西からの強風が吹き荒れ、岩盤からなる斜面あるいは崖の表層にあった大木が土砂と共に墓域側に倒れ落ち、墓石を倒し

たり埋めたりしたと想定される。

日本墓園の対応としては、台風来襲直後に墓園の危険区域は立ち入り禁止とし、墓参者へは立て看板やホームページで告知を行う。被害状況調査も施工業者に直ちに依頼し、緊急箇所については速やかに工事に着手するなど適切であったと推察される。

加えて清算人も被害状況把握のため現地に赴き、横浜市も独自に視察をしたとのことである。

⑤ 10月8日(火)

日本墓園再生協議会（第89回）

台風15号の来襲により横浜は崖崩れ、倒木など大きな被害を受けたため、その詳細と復旧工事の説明があり、復旧に長い期間と大きな金額を要するとのことである。

守る会も被害状況調査を行ったことを報告する。

引き続き横浜、三浦、清水の清算事務の進捗状況などについて報告がある。

これに対して横浜市と守る会は質問あるいは要請などを行う。

〔清算人〕

ア. 横浜

台風15号による被害状況と復旧工事の「施工報告書(倒木及び土砂撤去工・落防柵復旧工)」が清算人から配布され、説明がなされる。その被害は甚大で、復旧工事費は是正工事対象区域の一部を含み約4800万円で、約3000万円の増となる。

このため年次管理料を全建墓者から徴収しないと工事ができないため、令和2年から移行したい。そのためには説明会を令和2年早々に実施する必要がある。

イ. 三浦

前回から状況に変化はなく、進展はない。

ウ. 清水

新法人の健全経営のため、新規墓地の販売を移譲前の年内に開始したいと静岡市に打診したが、認められなかった。移譲の早期化に努力をする。

〔守る会〕

復旧工事費が必要だから年次管理料に移行するというのには違和感がある。是正工事を含む全体の事業費を算定した上で、復旧工事も位置付け新法人が行っていくのが前提ではないのか。

また、新法人設立はどの程度進展しているのか、今年の暮れまでにははっきりさせることができるのか。説明会では新法人設立の目安も必要である。

・是正計画を今後見直し、事業費がどの程度になるか概算額を算出する。

新法人の設立も、この台風の影響で財務諸表を見直す必要が生じ、遅れるのではないかと思う。

〔横浜市〕

次回協議会において清算人は見直し後の是正計画及びその事業費、横浜と三浦の再生計画案を示してもらいたい。

○ 上記同10月8日

・横浜地方裁判所審尋

清算人が協議会での主要事項を裁判長に報告し、守る会も意見を述べる。

〔清算人〕

年内には新法人の定款、役員名簿案を作成し、横浜市や守る会と事前に協議する。

説明会では次の事項を主に話をする

①経営主体が清算人から新法人に変わる。

②管理者も新法人となる。

③永代管理料納入者からも公平性より年次管理料納入とする。

今回は前回の一時金納入提案説明会時(平成25年4月)より参加者の多いことが予想されるため、開催回数を増やす必要がある。

三浦の地主との折衝の進展はないが、横浜と一体経営ができなければ成立しない。

〔守る会〕

令和元年内に法人化を具体化してもらいたい。永代管理料納入者を年次管理料納入とするには、再生計画や財務諸表をしっかりと建墓者に説明するなど慎重に対応してもらいたい。

○ 上記同 10 月 8 日

・守る会役員会（令和元年 第 7 回）

協議会並びに審尋の状況を確認し、対応方針を確認する。清算人に要請書を提出することを決め、主旨などについて検討する

⑥ 11 月 14 日(木)

・守る会役員会（令和元年 第 8 回）

次回協議会(12 月 19 日)に臨むにあたり、清算人に確認すべき事項、永代管理料納入者は証書に基づく契約であり同意がなければ年次管理料納入に移行できないことなどについて確認する。

令和 2 年の第 21 回定期総会は、5 月 16 日(土)の開催を第一候補に会場を確保することとする。

⑦ 11 月 19 日(火)

・清算人に要請書提出

定期総会での決議を添付して要請書を清算人に送付する。主たる要請内容は次のとおりである。

- ①永代管理料納入者から年次管理料納入に移行するにあたっては、説明会において十分に根拠を説明し、合意が得られるよう努める。新契約は新法人と締結するものとし強制はしない。
- ②三浦と横浜は一体経営で再生することを大前提に清算事務を進める。
- ③台風 15 号については迅速な対応に感謝するとともに、この復旧工事により再生の歩みに遅延を生じさせないようにする。

⑧ 12 月 19 日(木)

・日本墓園再生協議会（第 90 回）

清算人から初めて令和元年から 11 年に渡る経営計画書の 2 案(協議会後回収)が提出され、説明があった。新法人設立、移譲は令和 3 年度と計画されている。

経営計画案については永代管理料納入者の年次管理料徴収への移行も含めて説明を行っていくとのことである。

また新法人の定款(素案)の説明があり、神奈川県と協議しながら調整を行っていくとのこと。理

事は 3 名、評議員 3 名を予定し、候補者からはすでに内諾を得ているとのことである。

また説明会の開催予定日と会場が示された。令和 2 年 2 月中旬以降に往復はがきにより建墓者に知らせる予定である。

建墓者説明会日程(令和元年 12 月 19 日現在)

開催月日	曜日	時間	会場
①② 4 月 11 日	土	・午前 10 時～ 正午 ・午後 1 時半～ 3 時半	神奈川公会堂
③④ 18 日	土		戸塚公会堂
⑤⑥ 19 日	日		関内ホール
⑦⑧ 5 月 4 日	月(祝)		
⑨⑩ 5 日	火(祝)		
①② 31 日	日	午前・午前	横須賀文化会館
③④ 6 月 6・7 日	土・日	未定	未定

引き続き横浜、三浦、清水の進捗状況などについて報告がある。

これに対して守る会は質問あるいは要請などを行う。

〔清算人〕

経営計画書の 2 案の主たる事項は、令和元年度は横浜、三浦、清水の現年次管理料収入、同 2 年度は清水の移譲が終わり横浜と三浦の年次管理料収入のみとなる。

同 3 年度には横浜と三浦が清算人から新法人に移譲され新契約となり、全建墓者が年次管理料となるため収入増となり、現在の礼拝堂を納骨壇に改装する。

同 5 年度には納骨壇の使用権販売により年次管理料が増加となり是正工事に着手するなど、同 11 年度までを計画する。

2 案の違いは、三浦の地代を現行(約 100 万円/月)と、地主要求(約 215 万円/月)で算出したもので、後者は当然支出の大幅増となる。

ア. 横浜

横浜の建墓者には、三浦との一体経営に理解を示していただけるよう努めていきたい。

イ. 三浦

前回から状況に変化はなく、進展はない。

ウ. 清水

納骨壇を設置する計画で静岡市と協議している。管理会社に管理を委託したが初年度でもあり人件費の負担が大きいため霊園の収入だけで運営できるよう調整をし、令和2年3月には移譲できる見込である。

【守る会】

台風15号の影響により是正工事内容を見直す必要はないのか。

・工事内容の見直しは、新たな工事箇所もあり、また物価の上昇などを考慮することから必要である。現在10億円としているが、上回ることが想定される。

○ 上記同 12 月 19 日

・ 守る会役員会（平成 30 年度 第 7 回）

令和2年の第21回定期総会は、例年どおり戸塚公会堂で令和2年5月16日（土）に開催することを決める。

清算人による説明会の初日が令和2年4月11日と決まりその内5回までが守る会の定期総会前の開催となる。この結果、総会時では会員への大事な最新情報の伝達が間に合わないため、説明会の案内状が清算人から発送される前の2月中旬を目処に「守る会ニュース」を発行し、会員の判断に資することとする。

【令和2年(2020年)】

⑨ 1月16日(木)

・ 日本墓園再生協議会（第91回）

説明会の開催が具体化したことから清算人、横浜市、守る会の間で活発な質疑、意見交換がある。

また清算人から、横浜と三浦については一体経営を目指す、三浦は全敷地が借地で賃料という特有の課題があるため、説明会は案内も含め別々に開催すると表明される。

これらに対して守る会は質問あるいは要請などを行う。

続いて清算人から清水の進捗状況について報告がある。

【清算人】

説明会の詳細、新法人の進捗状況などについて報告をする。また清水における清算人から霊泉寺への移譲は、独立採算できるように努め、本令和2年4月には実質的に移行し、夏には移譲したいとのことである。

【守る会】

守る会は、説明会の開催日程が決まったことから清算人に次の重要事項について再確認をする。

①永代管理料納入者も含む全建墓者を年次管理料納入とするのか。

・建墓者の公平性、霊園の安定経営、墓地再生の観点より全建墓者を年次管理料とする。

②年次管理料の値上げはあるのか。

・新法人に移譲するまでは現状のままである。その後は新法人が経営状況などを勘案して決めていくことになる。

③全建墓者は新法人とあらためて契約を行うのか。

・年次管理料納入の条項を含み新規の契約を行うことになる。

④同上の契約に同意をしない場合はどうなるのか。

・同意をしていただけない建墓者とは、個別の対応となるだろう。

⑤新法人の理事、評議員、監事の構成、人選は進んでいるのか。評議員に建墓者代表を入れるべきではないのか。

・理事、評議員各3名、監事1名とし、理事長は現代表清算人の長谷川正浩氏、理事は文部科学省と県のOB、評議員は県内在住の公共工事施工経営者、弁護士、司法書士などを候補としている。

評議員として建墓者代表を入れるかは神奈川県と相談してみる。新法人においては、建墓者との窓口を設置したい。

〔横浜市〕

納骨壇の使用権販売による収入のウエイトが大きいが、担当部署である建築局と事前協議が必要である。

・既存の礼拝堂を納骨壇に改装することについては、市担当部署の了解を得ている。令和8年度に計画している納骨壇の新築については可否も含め新法人移譲後に協議することになる。

○ 上記同1月16日

・横浜地方裁判所審尋

協議会を令和元年12月に開催して横浜市、守る会と意見交換を行ったことを清算人は述べ、次に本日の審尋の前に開催された協議会での主要事項について補足も加え裁判長に報告する。

守る会は、裁判長に要望などを述べる。

次回の審尋開催日は、横浜を対象とした説明会の10回目が終わる5月5日後の14日に決まる。

〔清算人〕

横浜と三浦の一体経営は、単独では三浦が赤字となり独立経営は無理なため、神奈川県公益認定等審議会の意向に左右されるが、従来通り一体で進めていきたい。

〔守る会〕

協議会での清算人からの報告を踏まえ、守る会は裁判長に次の事項を要請する。

- ①横浜と三浦は将来志向の下、一体経営を目指してもらいたい。
- ②永代管理料納入者の年次管理料納入への移行は根拠を示すとともに、丁寧に説明をしてもらいたい。
- ③新法人の理事などの役員構成は透明性のあるものとし、定款や組織も建墓者から分りやすいものとしてもらいたい。

○ 上記同月同日

・守る会役員会（令和2年 第1回）

協議会並びに審尋の状況を詳細に確認する。2月中旬に発行する守る会ニュース第22号は、説明会に臨む会員の判断に役立つような記事構成とし、

内容や発行日などを具体的に検討する。

⑩ 1月30日(木)

・守る会役員会（令和2年 第2回）

守る会ニュース第22号の最終原稿についてチェックを行い、2月吉日付で発行、2月15日に会員宛に発送することとする。また、令和2年の役員と担当役職を決める。

・・・・・・・・・・・・・・・・

今後の協議会等開催予定

⑪ 2月27日(木)

・守る会役員会(令和2年 第3回)

⑫ 3月19日(木)

・日本墓園再生協議会(第92回)
・守る会役員会(令和2年 第4回)

⑬ 4月11日(土)：以降6月7日(日)まで

・清算人による建墓者説明会

⑭ 5月14日(木)

・日本墓園再生協議会(第93回)
・横浜地方裁判所審尋
・守る会役員会(令和2年 第5回)

⑯ 5月16日(土)

・守る会定期総会(第21回)

記載用語について

ア. 建墓者： 墓地(墓所)使用者

日本墓園(横浜霊園)に墓地使用料を納め、永代使用承諾書(賃貸借契約類似)が交付されているもの

イ. 管理料

墓園の維持管理に要する経費(道路清掃、上下水、緑地管理等)に充当、管理料を3年間未納入時は墓地使用者の資格喪失

① 永代管理料納入者

相当金額の一括払いにより永代管理証書が交付され年次管理料の納入がないもの、横浜霊園では約6.5割の建墓者が該当

② 年次管理料納入者

管理料を毎年納入しているもの、横浜霊園では3.5割が該当

ウ. 清算人

裁判所(裁判官)から選任され清算事務に携わり、監督を受ける。現清算人は平成11年(1999年)に選任され、横浜、三浦、清水の清算事務と併せ維持管理を継続中(鹿児島終了)

4. 定期総会(第21回)開催のご案内

令和2年の定期総会(第21回)の日時、会場が決まりましたので前もってお知らせいたします。清算人による建墓者説明会の開催期間中で、大事な局面にきていますので、多くの皆様のご参加とご意見をお待ちしています。

定期総会の議案書は、会員の皆様(平成30年、平成31年・令和元年会費納入済者)に総会案内と共に4月中旬頃に郵送させていただきます。

- ・日 時 : 令和2年5月16日(土) 午後1時開会(12時より受付開始)
- ・会 場 : 戸塚公会堂(戸塚駅東口より徒歩5分)

5. 参考資料

- (1) 日本墓園設立から現在までと、新法人設立・墓地経営許可・移譲までの工程
- (2) 令和元年(2019年)第20回定期総会「決議」

[令和2年(2020年)会費お振込みのお願い]

本年の会費2,000円を本 守る会ニュース添付の「令和2年(2020年)会費お振込みのお願い」をお読みいただき、同封の郵便局払込取扱票でお振込みください。5月16日の総会ご出席時に会場でお支払いいただいても結構です。

**本「守る会ニュース」に※別紙(緑色)の
「令和元年(2019年)会費が未納入の方へのお願い」が
同封されている方へ**

活動を支える資金ですので、お読みいただき、令和2年分との合計4,000円をご納入いただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(本件は、令和元年(2019年)の年会費2,000円が未納入(令和元年12月末現在)の方が対象で、すでに納入の方には、別紙(緑色)は同封されていません。)

[参考資料 (1)]

日本墓園の設立から現在までと、これから（新法人設立・墓地経営許可・移譲）の流れ

財団法人 日本墓園設立: 1968(昭和 43)年 12 月
 * 墓地経営全般(墓地新設・販売、維持管理、その他公益事業)
 [横浜霊園・三浦海岸公園墓地・清水公園墓地・鹿児島霊園]

事業外投資などの乱脈経営により財団法人認可取消し: 1999(平成 11)年 3 月
 (私たちの墓地を守る会結成: 1999(平成 11)年 10 月)

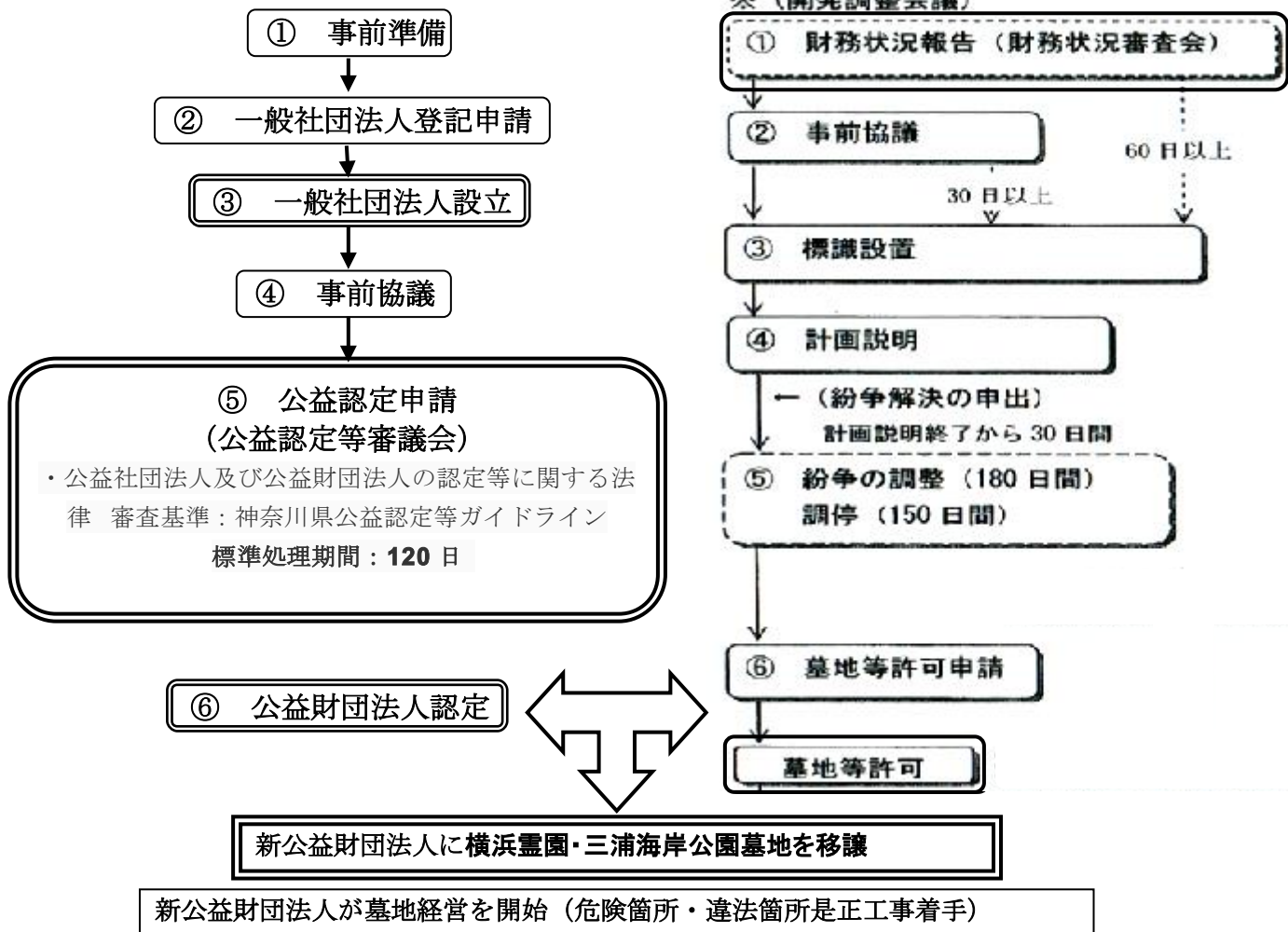
清算法人 日本墓園: 1999(平成 11)年~2020(令和 2)年 2 月現在 清算事務継続
 ①現務の結了 ②債権の取り立て及び債務の弁済 ③残余財産の引き渡し
 * 既存墓地の維持管理のみ
 清算計画立案⇒受け皿法人探し・決定⇒使用権利者了承⇒墓地移譲⇒清算結了
 [横浜霊園・三浦海岸公園墓地・清水公園墓地・鹿児島霊園]

※ 鹿児島霊園: 新生田上霊園移譲了 2018(平成 30)年 2 月、清水公園墓地: 霊泉寺移譲予定 2020(令和 2)年 8 月

日本墓園再生協議会及び横浜地方裁判所の審尋において
 清算人より横浜霊園、三浦海岸公園墓地について新提案: 2017(平成 29)年 1 月
 * 新たな一般社団法人を設立(登記)し、公益認定を受けて公益財団法人に移行、同時並行的に
 墓地の経営許可を取得し、清算法人日本墓園から新公益財団法人に「横浜」と「三浦」を移譲

・ 新法人設立の流れ (神奈川県): 想定

・ 墓地経営許可の流れ (横浜市・三浦市: 新規)



[参考資料（２）]

決 議

私たちの墓地を守る会は、本日の第20回定期総会において次のとおり決議する。

記

建墓者は、旧厚生省による日本墓園の公益財団法人認可取り消し直後に私たちの墓地を守る会（以下「守る会」という。）を結成し、清算人に建墓者の権益を守り、横浜霊園と三浦海岸公園墓地（以下「墓地」という。）の健全な墓地再生を実現するよう求めてきた。守る会は、横浜市主催の日本墓園再生協議会に参画し、清算人の監督者である横浜地方裁判所の審尋でも意見を述べ、上申書を提出するなど丸20年の長きに渡り絶えることなく活動をしてきた。

この積年の努力により、清算人が中心となって新たに一般財団法人を設立し、速やかに公益法人（以下「新法人」という。）の認定を受け、墓地経営の許可を取得、平成30年春には墓地経営を移譲、清算を結了させるという提案が平成29年にあり、守る会はこれを受け入れ積極的に協力してきた。

しかしながら清算人による必要資料の作成遅れなどから横浜市との墓地経営許可申請が滞り、三浦の借地料問題も解決せず、加えて新法人については清算人からいまだに具体的な定款などが明らかにされていない。このため建墓者説明会の開催は2019年秋、新法人の設立・移譲は2020年春以降の見込と大幅に遅れ、一日も早い墓地再生を切望する建墓者の期待を裏切る結果となっている。

建墓者唯一の利害関係人団体として認められている守る会は、2019年度の「活動計画」に基づき、建墓者の権益を守ることを原則に清算人に全面的に協力し、できるだけ早期の公益財団法人への墓地経営の移譲と、健全な墓地の再生を目指すものとする。

- 一、 清算人には、一般財団法人の設立と公益法人の認定、墓地経営許可の取得を同時並行的に確実かつ迅速に推進するため、課題を更に見直し、専任者を配置するなど人員増も含めて強化を行い、2020年春の墓地経営の移譲を目標とするプロジェクト体制により取り組むことを求める。
- 一、 建墓者の理解を得るには常日頃からの情報公開が大切であるため、「日本墓園ホームページ」の充実と、できる限り早期かつ丁寧な建墓者説明会の開催を求める。
- 一、 現建墓者の権利遵守を基本に、新法人設立によって永代管理料契約の年次管理料契約への切り替え強要や、年次管理料の値上げなど、建墓者の公正と利益を害することなく再生を進めるよう求める。新法人設立にあたっては、建墓者代表の評議員選任を要求する。
- 一、 横浜地方裁判所におかれては、清算法人として異常な20年の経過と、この間の建墓者の苦悩などを思料され清算人の監督をより強化し、清算事務の迅速化を促すとともに、建墓者の権益が守られるよう指導することを要請する。
- 一、 横浜市並びに三浦市におかれては、墓地の経営許可にあたり日本墓園設立時に遡る行政指導などの経過や合意事項を十二分に尊重して円滑に事務手続を進めるとともに、建墓者のための健全な墓地の再生が実現し、安定的かつ永続的に墓地経営が行われるよう清算人並びに新法人を指導監督するよう要請する。
- 一、 守る会は、建墓者の権利を守ることを基本に、新法人の認定、墓地経営許可の取得に協力して墓地再生を促進するにあたり大切な役割を担っていることを確認し、重ねて建墓者に当会への加入と、役員会への参加をお願いし、自らも体制強化などを積極的に図るものとする。

以上

2019年5月11日

私たちの墓地を守る会 第20回定期総会

令和2年(2020年)2月吉日

会員の皆様

私たちの墓地を守る会

令和2年(2020年)会費お振り込みのお願い

拝啓 会員の皆様にはお健やかに過ごしのことと拝察いたします。

平素は、「私たちの墓地を守る会」活動に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年令和2年(2020年)の年会費2,000円につきまして、令和2年(2020年)年6月28日(金)までに同封した郵便局の「払込取扱票」にて、お振り込みいただきますようご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、昨令和元年(2019年)分が未納の方は、本年分と併せて2年分の会費4,000円のお振り込みを重ねてお願いいたします。

〔郵便局の払込取扱票のご記入要領〕

「通信欄・ご依頼人」には、必ず会員様の郵便番号とおところ、おなまえ、会員番号(封筒宛名下の5桁の数字)の記入をお願いします。また通信欄には、登録名義等の変更の有無とその内容、前年分と合わせてのお振込みか、ご寄付かなどをご記入ください。

なお、住所変更または会員様の名義変更をされた場合は、事務局(045-680-4720)に直接ご連絡いただいても結構です。

払込取扱票に会員番号などの必要事項が未記入の場合は、裏面の取り扱いとさせていただきますのでご了解ください。

通信欄には、変更の有・無とその内容(名義変更、転居等)、前年度会費、寄付等の必要事項をお手数ですがご記入ください。	郵便番号 00000 おところ：会員住所 00000 おなまえ：会員氏名 000
	会員番号 00000

〔払込取扱票例〕

払 込 取 扱 票										通達払込料金加入者負担			
02	口座記号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	2	6	0	7	3	6	3	2	7			
加入者氏名	私たちの墓地を守る会										料金	2000円	
通信欄・ご依頼人	※(名義等の変更：有・無) 年会費 会員番号 ☆会員番号をご記入ください 宛名下の5桁の数字です。										備考		
(ご連絡先電話番号) _____ 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。												日 附 印	

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号	002607		通達払込料金加入者負担						
加入者氏名	36327								
金額	私たちの墓地を守る会								
ご依頼人	様								
料金	日 附 印								
備考									

この受領証は、大切に保管してください。

[振込取扱票の会員情報が未記入の場合、 お振り込み金額が過不足な場合の取扱についてのご連絡]

会員の皆様からの会費のお振り込みについては、郵便局の「払込取扱票」にお名前や住所、会員番号等が全く、あるいはどれかのご記入のない方が、今まで少数とはいえありました。

会員名簿と照合などにより特定できるものは、確認などさせていただいていますが、大方は手がかりもなく、お振り込み金額の過不足などの問題が生じ、事務局はその取扱いに苦慮しております。

つきましては、平成29年(2017年)会費のお振り込み分から、下記項目は原則、※印のような取り扱いをさせていただいています。ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

① 会員(登録)番号、住所、氏名が全く記入されていない。

※ 心当たりのある方は、お手数ですが各年の6月末日までに事務局へご連絡ください。ご連絡のいただけない場合のお振り込み金額は、ご寄付金とさせていただきます。

② 会員(登録)名簿にない住所、総会案内の宛名とは異なる氏名、電話番号、が記載されている。

※ 会員番号は同じで名義や住所、電話番号の変更手続きを依頼されたとし、会員(登録)名簿の変更手続きを行い会費は払込済とします。次年度から会員(登録)名簿の氏名、住所、電話番号で案内を送付させていただきます。出来れば払込取扱票の通信欄にその旨(変更内容)をご記入ください。

なお、年度途中で名義変更や住所、電話番号に変更が生じた場合は、速やかに下記事務局までご連絡をお願いします。

③ 会員(登録)番号のみが記載されている。

※ 住所、氏名は、ご面倒でも間違いを防ぐためと、振込確認のために必ずご記入ください。

④ 年会費の2,000円を超える金額が、前年度の会費がきちんと払込まれているにも拘らず3,000円、4,000円、5,000円とまちまちの金額でお振り込みされている。

※ できるだけ確認に努めますが、2,000円を超える分については、特にお申し出がない限り各年の7月1日付でご寄付金とさせていただきます。

上記に該当しない払込取扱票の記載や、払込金額関連で問題などが生じた場合は、役員会に報告、協議のうえ会員の方の権利保持を第一に事務処理させていただきます。

以上

[連絡先]

私たちの基地を守る会

・ 電 話: 045-680-4720

・ ファックス: 045-662-4831

横浜市中区太田町 4-55 横浜馬車道ビル6階 馬車道法律事務所内

※ 別紙（緑色）

令和元年(2019 年)会費が未納入の方へのお願い

昨年、令和元年(2019 年)の年会費が未納入（令和元年 12 月末現在）の方は、本「守る会ニュース」添付の「令和 2 年(2020 年)会費お振り込みのお願い」をお読みいただき、同封の郵便局払込取扱票により、本年分と昨年分の合計金額 4, 0 0 0 円を、通信欄に「令和元年・令和 2 年分」とご記入の上、お振込みくださるようお願いいたします。

[ご留意事項]

令和元年(2019 年)を含み過去 3 年間に一度も年会費を納入されていない方には、誠に遺憾ながら第 21 回定期総会（令和 2 年 5 月 16 日開催予定）の開催案内（議案書含む）や、今後発行の守る会ニュースなどの送付を会費納入確認まで一時停止の扱いとさせていただきます。

本会の活動、守る会ニュース発行・郵送、顧問弁護士委託、総会等会議開催、協議会出席等はすべて皆様の会費と役員などのボランティアにより支えられていることを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ 守る会関連の情報は、会員として引き続き下記の当会ホームページをご覧ください
ただければ幸いです。

私たちの墓地を守る会のホームページの URL は、次の通りです。
<http://boti.sakura.ne.jp> 専用室パスワード [botisaisei](#)

[連絡先] 横浜市中区太田町 4-55 横浜馬車道ビル 6 階 馬車道法律事務所内
私たちの墓地を守る会 事務局
電話 045-680-4720 ・ ファックス 045-662-4831